第3回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和4年10月12日(水) 午前10時00分~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

3 出席者

公益委員: 2人(欠席1人)

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 2人(欠席1人)

- 4 審議事項
 - (1) 最低賃金金額審議について
- 5 議事要旨
 - (1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の 委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- 30円を提示する。
 - ① 春闘では中小企業も含めて、連合、金属労協、JAMで一定の成果が上がっている。使用者側の意見書の連合と経団連の集計では中小の健闘が非常に目立っているので、特定最賃にも反映させていきたい。連合は誰もが1,100円という方針を新たに打ち出しており、引上げの流れは継続されるものと認識している。
 - ② 一般機械器具製造業は、事業者数も労働者数も多く、非常にす そ野が広い産業であることは十分認識している。また、熟練度を 必要とする業種であるが、人材確保が非常に難しく、採用難。

求人情報誌の機械オペレーターは、1,000 円超えで、そこを目指していくというのも1つの方法だが、原材料の高騰、エネルギーコストの上昇、特に電力の高騰により非常に経営を圧迫しているため、一気に1,000 円に引き上げるというのは難しいと考えている。

- ③ 昨日、JAM本部から香川県特定最賃が970円から30円引き上げられて1,000円に到達することの連絡があった。岡山県もそれに近づきたい思いはあるが、地方最低賃金が30円改正されていることから、今回は優位性を前面に主張することとし、格差是正を含めて、地賃引上げ額と同額を提示する。
- ④ 今年、来年にかけて1,000円に到達したいという思いがあり、まずは、1,000円を目指して、今年はいくらが妥当なのかというところを労使で共有できればという思いを持っており、最終的には使側に歩み寄る姿勢は持っている。

現在、最低賃金と特定最低賃金に多少の開きがあるが、それが 縮まれば縮まるほど、労働力が他府県に流れていくと考えている。 そういった点も考慮していただきたい。

また、インセンティブをつけるので賃上げをするようにという 政府の方針もあるので、是非とも前向きに使側にも捉えてもら いたい。

【使用者側の意見要旨】

18 円を提示する。

- ① 952 円に連合岡山の春闘の賃上げ率 1.87%をかけると 17.8 円となり、四捨五入した金額を提示する。
- ② 9月の電気代は2,600万円超で去年9月に比べて1,000万円強の増額。8月が6割増で1,600万円少々だったのが2,600万円超。10月はもっと上がる。特に我々のような中小零細については、原材料費、電気代の上昇分をすぐに製品価格に上乗せできない。中小零細の厳しい経営をされている方からすれば、何もプラス要因がない中で18円上げることは、恐らく抵抗感が大きいのではないかと思う。これ以上、上げる余力も資力も全くない。中小零細は消えゆくのみということになろうかと思う。
- (2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、 審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

・意見要旨提出者名簿(労・使側)及び最低賃金についての意見要旨